

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

昭和二十九年九月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治、

鳥取県規則第四十六号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を
改正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程（昭和二十六年十一月鳥
取県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表□公衆衛生課副知事専決事項に次の一号を加える。

六と畜検査員の任免（と畜場法第十五条第一項）

別表□公衆衛生課部長専決事項に次の二号を加える。

十一と畜場において処理する獸畜の種類及び一日當

り頭数の制限（と畜場法第四条第二項）

十二と畜場使用料、と殺解体料の認可及びその額の
変更の認可。（と畜場法第八条第一項）

規則

附則

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則を
ここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

検査月日	検査区域	検査場所
九月六日	岩美郡大成村（前の大茅村の区域）	大成村役場 大茅支所
七日	（前の成器村の区域）	大成村役場
八日	（区）宇倍野村（谷小学校の校	谷小学校
九日	（宮下小学校の校区）	宮下小学校
十日	津ノ井村	津ノ井村農業協同組合
十一日	米里村	米里小学校
十三日	福部村	福部村公民館
十四日	（域）岩美町（前の大岩村の区	大岩小学校
十五日	（前の網代村の区域）	岩美町役場 網代出張所
十六日	（前の本庄村の区域）	本庄村
十七日	（前の小田村の区域）	小田中学校

鳥取県告示第四百四十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第九条第三項の規定による届出があつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十九年九月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 名 称 所 在 地 申請者氏名 登録まつ消年月日

昭和二十九年九月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条農政課第二号中「農業協同組合」を「農業協同組合中央会並びに農業協同組合」に、第四号中「農業

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

委員会」を「農業会議並びに農業委員会」に改める。

附 則

鳥取県告示第四百四十七号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十九年九月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

告 示

登録番号	登録年月日	本 所	現 住 所	籍 所	事務所所在地	名称 氏名	業務管理者
三〇三	二九、八、二八	東伯郡三朝町大字三朝八七五番地	同	長野間建築士事務所 長野間 房市	一級建築士 長野間 房市	鳥取県知事 西 尾 愛 治	

鳥取県告示第四百四十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定により、岩美郡の計量器定期検査を次のように実施す

る。

昭和二十九年九月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

検査時間は、午前九時から午後三時までとする。

00260

一 名 称	鳥取市立鳥取市民病院准看護婦養成所
二 位 置	鳥取市古市一番地
三 設 置 者	鳥取市

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条
第三項の規定により、昭和二十九年九月一日次のように各種学校の設置を認可した。

昭和二十九年九月三日

警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年九月三日

鳥取県人事委員会規則第十八号

警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則

（この規則の目的）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十三号

人事委員会規則

（海区漁業調整委員会事務局の所在地について）は廃止する。

昭和二十九年九月三日

鳥取県教育委員会告示第四十四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年九月三日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 九月六日午前十時三十分

一 場 所 県教育委員会会議室

一 議 題 定例報告について

その他

鳥取海区漁業調整委員会事務局 鳥取市東町九八番地
(鳥取県農林部水産課内)

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取海区漁業調整委員会事務局 鳥取市吉方七六九

鳥取県知事 西尾愛治

熊田組 鳥取市吉方七六九

熊田益治 昭二九、八、二二

鳥取市立川町四丁目二〇

楠城寛治 七、一〇

下本光雄 三、二八

井上勉 七、一

中島積太郎 一、一九

米子市道笑町二丁目一七九

長谷川幾喜 二、一八

西伯郡大高村大字尾高

五三一

米子市尾高町一〇〇

下本光雄 三、二八

株式会社 富士水道工業所

井上勉 七、一

鳥取市立川町四丁目二〇

楠城寛治 七、一〇

中島積太郎 一、一九

八頭郡郡家町郡家二五五

長谷川幾喜 二、一八

山陰建設株式会社

米子市道笑町二丁目一七九

西伯郡大高村大字尾高

五三一

株式会社長谷川組

西伯郡大高村大字尾高

五三一

下本光雄 三、二八

新栄建設株式会社

米子市尾高町一〇〇

井上勉 七、一

株式会社富士水道工業所

楠城寛治 七、一〇

中島積太郎 一、一九

八頭郡郡家町郡家二五五

長谷川幾喜 二、一八

山陰建設株式会社

八頭郡郡家町郡家二五五

長谷川幾喜 二、一八

中島積太郎 一、一九

00259

鳥取県知事 昭二二、六 山陰建設株式会社 八頭郡郡家町郡家二五五 取締役社長 中島積太郎 昭二九、一、一九
登録(は) 第二三号 昭二七、二 株式会社長谷川組 米子市道笑町二丁目一七九 " 長谷川幾喜 二、一八
登録(は) 第二五号 昭二五、二 株式会社杜下本組 西伯郡大高村大字尾高 " 下本光雄 三、二八
登録(は) 第二七号 昭二六、六 第二二号 六、一〇 新栄建設株式会社 米子市尾高町一〇〇 " 井上勉 七、一
登録(は) 第二三号 八、六、一〇 第二四〇号 株式会社富士水道工業所 鳥取市立川町四丁目二〇 " 楠城寛治 七、一〇
登録(は) 第二四〇号 第二四〇号 鳥取県知事 昭二八、二 熊田組 鳥取市吉方七六九 熊田益治 昭二九、八、二二
登録(は) 第二四〇号 鳥取県知事 昭二八、二 熊田組 鳥取市吉方七六九 熊田益治 昭二九、八、二二
鳥取県告示第四百五十号 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廢業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。
昭和二十九年九月三日

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十六年法律第二百六十一号）第八条第三項の規定に基き、警察官の昇任に関する権限の委任に関する事項を定めることを目的とする。

（委任）

第二条 左の各号に掲げる職への昇任以外の昇任に関する競争試験及び選考の実施の権限を、当分の間警察本部長に委任する。

- 一 県警察本部の課長
- 二 警察学校長
- 三 警察署長
- 四 県警察本部の課長補佐及び係長
- 五 その他これに準ずる職

（試験計画の協議及び試験結果の報告）

第三条 警察本部長は、試験を実施する際には、あらかじめその実施計画について人事委員会に協議すると共に、その結果を報告しなければならない。

（選考基準の協議及び選考結果報告）

第四条 警察本部長は、昇任選考の基準及び方法については、あらかじめ人事委員会に協議すると共に、選考を行つた場合には、その結果を報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年九月一日から適用する。

島 取 県 島 取 市 東 町 収
行 者 島 取 市 東 町 収
印 刷 所 島 取 市 東 町 収
縣 印 刷 所